

別表

1. 県が整備する木造化を図る公共建築物

建築物の用途		建築物の規模 (原則、全ての建築物(耐火建築物を除く)を対象とする)※1
庁舎・研修所		3階建て以下
学校(高校、特別支援学校)		3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
運動施設 (体育館、武道館等)		3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
社会教育施設 (図書館・美術館等)		3階建て以下(2,000m ² 以上若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※2
集会場		2階建て以下で客席が [§] 200m ² 未満
医療施設 (病院、診療所等)	入院施設あり	2階建て以下(2階部分が [§] 300m ² 以上のものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※3
	入院施設なし	2階建て以下
社会福祉施設		法令の範囲内で可能なもの
県営住宅・職員住宅		3階建て以下(2階部分が [§] 300m ² 以上、若しくは3階建てのものは特定避難時間倒壊等防止建築物)※4
宿泊施設 (研修宿泊所等)		2階建て以下(2階部分が [§] 300m ² 以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※5
展示場・物品販売所		2階建て以下(2階部分が [§] 500m ² 以上は特定避難時間倒壊等防止建築物)※6
試験研究機関	管理棟	3階建て以下
	研究棟	研究業務内容により可能なもの
倉庫		2階建て以下(1,500m ² 以上は準耐火建築物)

※1 延べ面積が3,000 m²を超える建築物は建築基準法第21条第2項第2号による。

※2 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2,000 m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※3 2階部分の当該用途に供する部分が300m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※4 共同住宅の場合、地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が300m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※5 地階を除く階数が3で、3階を当該用途とする建築物について、主要構造部を一時間準耐火基準に適合する準耐火構造とし、2階部分の当該用途に供する部分が[§]300m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

※6 2階部分の当該用途に供する部分が500m²以上の建築物については、主要構造部を準耐火構造又は令第109条の3各号に掲げる基準に適合する構造とすること。

2. 県内の公共建築物等の木造化の目標

区分	令和8年度
木造率	25%